

令和3年10月31日執行

最高裁判所裁判官国民審査公報

新潟県選挙管理委員会



最高裁判所判事
みやまたく

深山卓也



所判事
まさあき

A black and white portrait of a middle-aged man with dark hair and glasses, wearing a suit and tie. He is looking slightly to his left.

最高裁判所判事
宇賀克也



最高裁判所判事
堺 さかい

令和3年10月31日執行

最高裁判所裁判官国民審査公報

新潟県選挙管理委員会



最高裁判所判事
はやし みち はる
林道晴



裁判所判事
岡村和美

昭和五六年 四月 司法修習生
平成 元年 四月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
二八年 三月 米国ニ一日ノ在外弁護士登録
令和 一二年 五月 検察官に任命され、金融犯罪事務課課長、検察委員会事務局国際課課長、情報統括官、最高検査官として務める。
二六年 七月 法務省人権監視局長
二八年 八月 消費者庁長官
元年 一〇月 最高裁判所判事
最高裁判所において開かれた主要な裁判
一 令和元年一月二日、第二小法廷決定
参議院比例代表選出 議員當選権について、いわゆる特定枠制度を定める公職選舉法の規定は、憲法四三条一項等に違反するものではないとした（全員賛成、裁判長、裁判官）。
二 令和元年一月二日、大法廷決定
令和元年一月二日、大法廷決定判決
參議院選舉（選出）議員當選権等を規定する出席停止の懲罰の適用における投票不當行為の不均衡性は違憲問題が生ずる程度の著しくない必ずしも體にあつたとはいえない、同規定は憲法一二四条一項等に違反しないと至つていた（全員否定、裁判長、裁判官）。
三 令和元年一月二日、大法廷決定
普天間地方公共団体の議員に対する出席停止の懲罰の適用否は、地方公共団体の対象となるべきであるとした（全員一致）。
四 令和元年一月一日、第二小法廷決定
電磁的記録媒体を保管した記録媒体が同一犯罪に関する複数の事件に所在し、同記録を開示する正当な権利を有する者の合法的かつ任意の同意による場合に、国際捜査共助法によることな行為は、憲法一二〇条三項の禁止する宗教的活動に該当するとみなされ記録媒体へのリモートアクセス及び同記録の複写を行うとした（多数意見）。
五六 令和元年一月一日、大法廷決定
夫婦は婚姻の際に定めると従つて夫婦は妻の氏を称するとする民法七五〇条及び夫婦を認めた被服等を記した施設を所有する般社團法人に対する同施設の敷地の使用料を全額免除したことの行為は、憲法一二四条一項の各号に違反して無効であるとはいえないとして、夫婦の氏に関する法制度については、国民の権利の最も見るべき社会の状況の変化等を考慮した眞實な認識があることを期待とした（全員一致）。
六 令和元年一月一日、大法廷決定
夫婦は婚姻の際に定めると従つて夫婦は妻の氏を称するとする民法七五〇条及び夫婦を認めた被服等を記した施設を所有する般社團法人に対する同施設の敷地の使用料を全額免除したことの行為は、憲法一二四条一項の各号に違反して無効であるとはいえないとして、夫婦の氏に関する法制度については、国民の権利の最も見るべき社会の状況の変化等を考慮した眞實な認識があることを期待とした（全員一致）。
七 令和元年一月一日、大法廷決定
公正な裁判のために、努力を継けてまいります。



最高裁判所判事
みうら
三浦守

昭和五十七年四月 檢事に任命。
平成元年七月 那覇地檢務正事務官として勤務するほか、法務省
長野、宇都宮、福岡、名古屋の各地検
事局刑事法調査課長、法務省大臣官房審議官
等を歴任。
二二一年二月 法務省総括局長 その後、最高検察事務
部を卒業。同年五月、最高檢察監察指導部長 その後、同公判部長
二五年一月 最高檢察監察指導部長 その後、最高檢察事
務官として勤務する。同年五月、最高檢察監察指導部長 その後、同公判部長
二九年二月 札幌地檢務正事務官として勤務する。同年四月、大陪審幹事長
三〇〇年二月 最高裁判所判事
最高裁判所において関与した主要な裁判
一 令和元年九月一三日 第二小法庭判決
「宇野洋早における漁港避難場の排除の開放を命じた確定判決に
対する国の請求異議について、前訴との共同漁業権に係る請求
権の消滅のみで争事由にならないとして、原判決を破棄し
て差し戻した」全員一致。
二 令和二年一月二八日 第二小法庭判決
「トランク運送車が、会社の業務中で、事業において、相当と認
めた損害を被り、これを賠償するため多額の賠償金に対し、投
票権の不均衡は通常状態にあつてする見意を付す」
三 令和二年二月一日 大法廷判決
「最大較差三、〇〇倍の參議院議員（衆議院選出）議員の議員定数
配分問題について、合意賠償額に合意した多額の賠償金に対し、投
票権の不均衡は通常状態にあつてする見意を付す」
四 令和二年三月二四日 大法廷判決
「市が管理する都市公園内に設置された施設を所有する法
人に對し、その敷地の使用料を全額徴収した市長の行為は憲
法上違憲であるとしたこと」
五 令和二年三月二三日 大法廷決定
「熊本同氏制を採用する法等の変更を含めとして抗告を棄却
した多額の賠償金に対し、法が大別解の選択肢を設けていないこ
とは憲法四条に違反するとの意見を見付した」
六 裁判官としての心構え
「司法は、国民の主権に由来するもので、その信頼をえられるべき
時代となり、社会の在り方等が危機化する中で、様々な問題や困
難も生んでおり、法の支配と個の権利利益の消長という司法
が担う責任の重さを痛感していまます。一つ一つの事件について、
誠実に、事實を見定め、公平で公正な判断をを目指したいと思いま
す」
「そのためには、高い立場や忠いを要する、その主張は勢ではなく、
けることが何よりも大切なことを学んでいます。そして、自らの
良心の問いかけながら、広い視野向下に、多角的な検討と深い
洞察を行なうことができるよう、今後とも研鑽を重ねたいと思いま
す」



高裁判所判事
の
草野耕一

昭和五年三月
東京高等法院学部卒業、四月司法修習官
半成二六年
平成二六年
一九年
二五年
二六年
二〇〇〇年
三一年
三一年二月、最高裁判所判事
最高裁判所において開示と主要な裁判
令和元年九月二日、第一審判決
漁業権に基づく漁獲物の排水門の開門請求に対する請求棄却
を認容した原判決を被駁回し、多数意見の結論に賛同の大要は、
以下の内容の意見を述べた。『経済的利害保護のため、漁業権
を侵害する行為の有無に係る争いであるが、被請求者は、漁業権
侵害を除去するため、何らかの費用が除去することによって回収す
べきであるが、①請求権者が、②回答権者が、③被請求者が、
被る損害を含む、金銭を徴収している場合には、別段の事由は
がない限り、権利濫用の原則によつて抑止されるべきである。』

二
令和二年八月八日、第一小法廷判決、裁判所
運送会社の従業員（ラック運転手）が就労中に起きた交通事故に
通じて当該従業員を被害者に対して賠償金を支払つた場合、
場合に応じて当該従業員の私的負担を負担するべきである。
なぜなら、賠償金を支払いをするのは、運送会社の私的負担を負担する
ため。（求償権被請求者が大手上場会社であり、請求者が同社の子会
社である場合、賠償金は支払われるが、運送会社の私的負担を負担す
べきであり、全額を負担すべき場合もあるのである。）

三
令和二年九月一日、第二小法廷判決（裁判所）
業としてタクシーの運送を行つてが医師法違反となるか否かを争つた
がが意見を見述べたところ、大半以下の内容の説意を主張した。
法廷意見述べたところ、大半以下の内容の説意を主張した。
好に応じて調整することができるが、だから
トゥーの施術が医行為にあたるという解釈をとれば、タク
トゥーの施術が医業として扱われる者は本邦から消失する能力を高
め、しかしながら、健全な社会を保つための施術を求める者が高
め少なくないことを考慮すると、公共空間におけるタクシーやの実
の施術に対する需要のものと存定すべきはあらず、タクシーやの施
術による需要が満たされるとそのない社会を強制的作り出すよ
うな法解釈を行うことは福利の最大化という立法理念に反する
ている。

四
その他の主要な裁判

一一月八日大法廷開廷及び選択的夫婦別氏制度を採用しない現
行の民法及び日本憲法の解釈が問われた令和二年三月三日太
法廷調査において、それぞれ賛成及び反対意見を述べた。

裁判官としての心構え
社会的解釈が異なれば人の行動が変わり、人々の行動が変わ
れば社会が変わる。司法が公正で尊厳なる社会が形成され
ることを心に刻み、微力ながら、豈かで公正で尊厳なる社会が
作られるべきである。司法が公正で尊厳なる社会が形成され
ることを心に刻み、微力ながら、豈かで公正で尊厳なる社会が
作られるべきである。司法が公正で尊厳なる社会が形成され
ることを心に刻み、微力ながら、豈かで公正で尊厳なる社会が
作られるべきである。

令和3年10月31日執行

最高裁判所裁判官国民審査公報

新潟県選挙管理委員会



最高裁判所判事
わたなべえり



裁判所判事
なみ りょう すけ
昭和三二年四月一九日生
女浪亮介



最高裁判所判事
なが みね やす まさ

最高裁判員年任後日が浅いため、特に記すべきものはないませ
裁判官としての心得

最高裁判事就任後日が浅いため、特に記すべきものはありませ
ん。

裁判官としての心構え

「心構え」として最も重要なことは、最終である最高裁の判断の重さから自覚した上で、様々な立場で二つの事件に対する判断を立てねばならない立場から、誠実に問題から向かって合意で記録を読み込み、多くの人の意見を謙虚に聞くことが大切であると思いまます。変化が激しく、価値観の多様化も著しい現代社会においては、判断の難い事件が飛躍的に増えてきます。クローバル化が加速する中、国際的な紛争も増加の一途を辿っています。そのような時代にあって、我が國の裁判所のこれまでの歩みを正確に認識して将来の仕事方をつらかり見定めることが、世界の動きについての的確な理解であるとともに、民争裁判を担当していくことでもの的確に解ることが重要だと思っております。このように、時代の流れなりと空間的な広がりに対応軸にして考えることを絶えず意識しながら、一つ一つの事件について、幅広い視野と柔軟な思考をもって、ハニマンがそれよりよい判断ができるよう心掛けようと思います。

これまで、年々わたつて地裁判所員裁判で民事裁判を担当してきた中で、その間数多くの事件を担当したが、どの事件についても当事者の方たちとの対話を十分深くして、その事件に検討し、少しずつも特徴性の高い審理と判断が実現できるようじと色々な経験を積まつた。それから、裁判官としての仕事への畏れの気持ちを忘れてはならない、と思つてきました。最高裁判所にて就任してから日が浅いため、関与した主要な裁判はありませんでした。しかし、下級裁判では積み重ねてきた経験やそれを活用する機会は多くありました。これらは、必ずしも手堅くうまい一貫して、さらに大きな視点に立つて物事を考えるよう努めたいと思ひます。好きな言葉として「熟識」という言葉があります。この言葉の意味するところ、最高裁において、たくさんある知識を出合って

二五年七月 外務審議官
大輔・鶴見全権大使
八年六月三日 大法廷決定
令和元年一〇月 諸英國特命全権大使
三年二月 最高裁判所判事
最高裁判所において開与した主要な裁判
第一 令和元年六月三日、大法廷決定
法及び本邦の婚姻の成立につきの夫婦の氏の定めに關する
規定が憲法三四条を違反しないと判断した。多數意見によれば、
の上で、夫婦の氏の定めに關する法制度の合憲性に關する事情は、
いかんとも思はぬ、それらの法制度が何等違憲に対すると評斷されね
るに至ることもあるであつたが、このよきな法制度に対すると評斷され
制度も含め、民衆的民族的アプロセスを委ねることによつて、
合理的な仕組みの方を確立すべき解決策であるとした。(補足意見見付)
ところ、事の性質にふさわしい解決策であるとした。(補足意見見付)
二 令和三年九月七日 第三小法廷判決
被告人が心筋弱硬化の状態にあつたのであると認めた第一審の
に誤りがあるとして、何ら事実調取をせず完全責任能力を認め
て自負する結果では、法令違反があると断じ、確定差戻し判決
した(全員一致、裁判長)。

昭和五八年	平成六年六月	平成六年六月	昭和五八年三月
令和	ワシントン州立大学ロ・スクール修士(Ph.D.)	ワシントン州立大学ロ・スクール修士(Ph.D.)	新潟県立教育大
六年	海外法律事務所勤務	海外法律事務所勤務	福島県生まれ。父の勤勉に伴い、福島県育ち。
六年三月	弁護士登録(第一東京弁護士会)	弁護士登録(第一東京弁護士会)	官城県第一女
四年四月	東北大学法学部卒業	東北大学法学部卒業	子高等学校(当時)を卒業
四年四月	司法修習生	司法修習生	東北大学法学部卒業
二年九月	弁護士登録(第一東京弁護士会)	弁護士登録(第一東京弁護士会)	福島県生まれ。
二年九月	國立大学法人お茶の水女子大学監事	國立大学法人お茶の水女子大学監事	父の勤勉に伴い、福島県育ち。
三年七月	最高裁判所判事	最高裁判所判事	官城県第一女

奈良県大和郡山市中島町で生まれ育ち、東京大字法	昭和五八年四月
学園中学校 同窓会学校を経て、東京大字法	平成五年四月
学部を卒業	判事補任官
東京地裁	広島地裁、最高裁行政局、同古報
課務秘書官、神戸地裁で勤務	判事任官
栗原地裁判事	栗原地裁判事、最高裁行政局
栗長、元人事局課長	栗原地裁判事、最高裁行政局
一三年一月	栗長、東京地裁秘書官、同古報
最高裁人事局長	栗長、東京地裁秘書官、同古報
一六年九月	栗長、東京地裁秘書官、同古報
静岡地裁所長	栗長、東京地裁秘書官、同古報
一八年二月	栗長、東京地裁秘書官、同古報
東京高裁判事	栗長、東京地裁秘書官、同古報
二〇〇一年二月	栗長、東京地裁秘書官、同古報
東京高裁秘書官	栗長、東京地裁秘書官、同古報
同年二月	栗長、東京地裁秘書官、同古報
大阪高裁長官	栗長、東京地裁秘書官、同古報
同和三年七月	栗長、東京地裁秘書官、同古報
最高裁判所判事	栗長、東京地裁秘書官、同古報
最高裁判所判事就任後日が浅いため	栗長、東京地裁秘書官、同古報
特記	栗長、東京地裁秘書官、同古報
記すべきものはありませ	栗長、東京地裁秘書官、同古報

略歴

國語

投票日 10月31日(日) 投票時間 ※一部の投票所を除きます
午前7時から午後8時まで

新型コロナウイルス感染症対策について

選挙管理委員会が実施する感染症対策

有権者の皆様へのお願い



(3)